

(第一類 第二号)

第四十回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第三号

(五九)

昭和三十七年二月一日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事伊能繁次郎君 理事草野一郎平君

理事堀内一雄君 理事宮澤 胤勇君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

内海 安吉君 小笠 公詔君

高橋 等君 辻 寛一君

保科善四郎君 田口 誠治君

西村 調一君 山内 広君

受田 新吉君

出席國務大臣

外務 大臣 小坂善太郎君

通商産業大臣 佐藤 榮作君

労働 大臣 福永 健司君

建設 大臣 中村 梅吉君

自治 大臣 安井 謙君

國務 大臣 川島正次郎君

國務 大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

經濟企画政務次官 菅 太郎君

法務政務次官 尾関 義一君

外務政務次官 川村善八郎君

外務事務官 湯川 盛夫君

(大臣官房長)

大蔵政務次官 天野 公義君

郵政政務次官 大高 康君

自治政務次官 大上 司君

自治事務官 柴田 護君

(大臣官房長)

一月二十三日

建設省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一七号)

労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

同月二十四日

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇号)

同月二十五日

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)

同月三十一日

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号)

二月一日

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

一月十八日

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外四十一件(赤澤正道君紹介)(第一号)

同(天野公義君紹介)(第二号)

同(上村千一郎君紹介)(第三号)

同(金子一平君紹介)(第四号)

同(金丸信君紹介)(第五号)

同(櫻内義雄君紹介)(第六号)

同(外一件)(笹本一雄君紹介)(第七号)

同(鈴木正吾君紹介)(第八号)

同(外一件)(田中伊三次君紹介)(第九号)

同(田中龍夫君紹介)(第一〇号)

同(高橋等君外二名紹介)(第一一号)

同(外五件)(八田貞義君紹介)(第一二二号)

同(濱田幸雄君紹介)(第一三三号)

同(福田篤泰君紹介)(第一四四号)

同(星島二郎君紹介)(第一五五号)

同(秋山利恭君紹介)(第一五六号)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第一五七号)

同(上村千一郎君紹介)(第一五八号)

同(大村清一君紹介)(第一五九号)

同(外三十七件)(加藤勲十君紹介)(第一六〇号)

同(賀屋興宣君紹介)(第一六一号)

同(木村公平君紹介)(第一六二号)

同(佐々木義武君紹介)(第一六三号)

同(高橋清一郎君紹介)(第一六四号)

同(塚原俊郎君紹介)(第一六五号)

同(林博君紹介)(第一六六号)

同(日野吉夫君紹介)(第一六七号)

同(松本七郎君紹介)(第一六八号)

同(森下國雄君紹介)(第一六九号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第一七〇号)

同(山口好一君紹介)(第一七一号)

同(安藤覺君紹介)(第一七二号)

同(愛知揆一君紹介)(第一七三号)

同(伊藤郷一君紹介)(第一七四号)

同(大石武一君紹介)(第一七八号)

同(大久保武雄君紹介)(第一四九号)

同(大高康君紹介)(第一五〇号)

同(岡田春夫君紹介)(第一五一号)

同(金子岩三君紹介)(第一五二号)

同(河野密君紹介)(第一五三号)

同(外二件)(辻寛一君紹介)(第一五四号)

同(渡海元三郎君紹介)(第一五五号)

同(外八十件)(徳安實藏君紹介)(第一五六号)

同(南條徳男君紹介)(第一五七号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第一五八号)

同(西宮弘君紹介)(第一五九号)

同(芳賀實君紹介)(第一六〇号)

同(馬場元治君紹介)(第一六一号)

同(松浦周太郎君紹介)(第一六二号)

同(松田鐵藏君紹介)(第一六三号)

同(森田重次郎君紹介)(第一六四号)

同(八木徹雄君紹介)(第一六五号)

同(山中日露史君紹介)(第一六六号)

同(外五件)(秋田大助君紹介)(第一六八号)

同(外一件)(飯塚定輔君紹介)(第一六九号)

同(受田新吉君紹介)(第一七〇号)

同(内田常雄君紹介)(第一七一号)

同(内海安吉君紹介)(第一七二号)

同(外二件)(小笠公詔君紹介)(第一七三号)

同(小沢辰男君紹介)(第一七四号)

同(北澤直吉君紹介)(第二二五号)

同(小泉純也君紹介)(第二二六号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二七号)

同(坂田英一君紹介)(第二二八号)

同(正力松太郎君紹介)(第二二九号)

同(鈴木仙八君紹介)(第二三〇号)

同(田中榮一君紹介)(第二三一号)

同(田邊國男君紹介)(第二三二号)

同(高田富與君紹介)(第二三三号)

同(辻寛一君紹介)(第二三四号)

同(中村幸八君紹介)(第二三五号)

同(中村庸一郎君紹介)(第二三六号)

同(西村直己君紹介)(第二三七号)

同(野田武夫君紹介)(第二三八号)

同(外一件)(羽田武副郎君紹介)(第二三九号)

同(長谷川四郎君紹介)(第二四〇号)

同(濱野清吾君紹介)(第二四一号)

同(藤井勝志君紹介)(第二四二号)

同(外一件)(細田吉藏君紹介)(第二四三号)

同(山手満男君紹介)(第二四四号)

同(外一件)(山本猛夫君紹介)(第二四五号)

同(山花秀雄君紹介)(第二四六号)

同(秋山利恭君紹介)(第二四七号)

同(外四件)(綾部健太郎君紹介)(第二四八号)

同(外三件)(生田宏一君紹介)(第二四九号)

同(外一件)(大野市郎君紹介)(第二五〇号)

このような事態に対処して、経済企画庁に新たに水資源局を設けようとするのが、今回提案いたしました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の主たるねらいでございます。

次に、改正案の内容を概略御説明申し上げます。

第一は、すでに申し述べましたように、経済企画庁に水資源局を置くこととし、同局においては、従来総合開発局の事務とせられていた水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する事務並びに水資源開発公団に関する事務をつかさどることとするほか、従来調整局の事務とせられておりました公共用水域の水質の保全に関する法律の施行に関する事務をあわせ行なうことといたしております。

第二は、水資源局を設置するにあたり、審議官の定数を二名削減し、定員の増加を極力抑制しようとしたのであります。

第三は、水資源局の設置に伴う事務量の増加その他経済企画庁の所掌事務の遂行に遺憾なきを期するため、最小限必要な定員を増加しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概略でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いをいたす次第でございます。

○中島委員長 次に、労働省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。労働大臣福永健司君。

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「労災補償部」の下に「及び貸金部」を加える。

第八條に次の一項を加える。

3 貸金部は、第一項第一号に掲げる事務のうち貸金に関するもの、同項第六号の四に掲げる事務及び同項第十一号に掲げる事務のうち最低貸金法の施行に関するものをつかさどる。

区	分	区	分
本省	三、三三人		
中央労働委員会	九人		
公共企業体等労働委員会	三人		
合 計	三、三六六人		

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 昭和三十七年九月三十日までの間は、改正後の第二十二條の表中「二三、七二二人」とあるのは「二三、七二三人」と、「二三、九三九人」とあるのは「二三、九四〇人」とする。

理 由

貸金に関する事務の円滑な遂行を期するため労働省労働基準局に貸金部を設置するとともに、労働省本省の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福永国務大臣 労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、最近のわが国経済の発展は目ざましいものがありますが、今後の国民経済の成長過程におきましては、従来にも増して貸金問題の円滑な処理が重要な課題になっていくものと考えられますので、政府といたしましては、国民経済的視野に立つて、貸金問題の合理的解決を促進する機運の醸成に努めて参りたいと存じます。

政府といたしましては、まず、今後の国民経済の成長過程における貸金格差の縮小、中小企業の体質改善等のため、従来から実施いたしております最低貸金制をわが国の実情に即しつつ、一そう計画的かつ強力に推進して参るとともに、貸金問題の合理的な解決をはかるため、関係労使並びに一般が、貸金に関する適切な基礎資料を適時活用できるよう、正確公正な基本的統計資料ないしは事実をできる限り収集、整備し、これを広く提供して参りたいと考えております。

さらに、近時、労務供給の変化や技術革新の進展等に伴って、貸金体系の整備改善が多くなつておられるので、政府といたしましては、それらの改善が円滑に行なわれますよう、資料の提供等を通じ、啓蒙援助を進めて参りたいと存じます。

従来、貸金に関する事務は、労働基準局貸金課において所管して参つたのでありますが、以上申し上げたような業務を今後進めていくにあたりましては、その重要性にかんがみ、また、これらを総合的に運営していくために、労働基準局に貸金部を設けることがぜひとも必要であると考えられるものであります。

次に、労働省の定員を二百七十七人増し、二万三千九百三十九人に改めることについて申し上げます。

この改正は、定員外職員六十六人を定員内に繰り入れるとともに、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業並びに広域職業紹介関係業務等を積極的に推進するために必要な職員百五十二人を増員しようとするものであります。が、昭和三十七年十月一日以降、在外公館要員として外務省に振りかえられることにより、減員が一人となりまので、その合計において二百七十七人を増加することとしているものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願いを申し上げます。

○中島委員長 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。建設大臣中村梅吉君。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法（昭和二十三年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 河川局に砂防部を置く。

2 砂防部においては、第三條第九号及び第九号の二に規定する事務、同條第十四号に規定する事務のうち砂防設備の災害復旧工事の指導に関する事務並びに同條第三号及び第二十六号の二から第三十六号の四までに規定する事務で同條第九号及び第九号の二に規定する事務に関するものをつかさどる。

第十條第一項の表中公共用地審議会の項の次に次の一項を加える。

住宅制度審議会	建設大臣の諮問に 応じて住宅制度に 関する重要事項を 調査審議し、又は 当該事項について 建設大臣に意見を 述べること。
---------	--

第十四條第一項中「関東地方建設局及び近畿地方建設局」を「東北地方建設局、関東地方建設局、近畿地方建設局及び九州地方建設局」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第十九條中「三万千三百三十人」を「三万五千七百二十一人」に改める。

第二十二條 次のように改める。
第二十二條 第十條第一項の表に掲げる附属機関のうち、宅地制度審議会は、昭和三十三年三月三十一日までに置かれるものとする。

附則

- この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二項及び第三項の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 昭和三十七年九月三十日までの間は、この法律による改正後の建設省設置法第十九条中「三万五千七百二十人」とあるのは、「三万六千七人」とする。

理由

河川局に砂防部を、東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部を新設するとともに、建設省の附属機関

として、臨時に、宅地制度審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中村国務大臣 建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国土保全の見地から砂防事業及び地すべり防止事業を強力に推進するため、河川局に砂防部を設置するとともに、最近における宅地問題の重要性にかんがみ、建設大臣の諮問に依りて宅地制度に関する重要事項を調査審議させるため、建設省の付属

機関として、臨時に宅地制度審議会を設置し、また、当省の直轄事業の事業量の増大に対処して、地方建設局の用地事務機構を整備する等、建設省の機構及び定員について所要の改正を行なうとするものであります。

以下、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、河川局に砂防部を設置して、同局の所掌事務のうち、砂防事業の実施、助成その他砂防法の施行に関する事務、地すべり防止事業の実施、助成その他地すべり等防止法の施行に関する事務等を所掌させることとしたのであります。

第二に、建設大臣の諮問に依りて宅地制度に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十九年三月三十一日までの二年間に限り、建設省の付属機関として宅地制度審議会を設置することとしたのであります。

第三に、東北地方建設局及び九州地方建設局に用地部を設置することとしたのであります。

以上のほか、建設省の定員を増加して三万五千七百二十人とする等建設省の定員及び地方建設局の組織に關し、所要の改正を行なうこととした次第であります。

以上が建設省設置法の一部を改正する

法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中島委員長 次に、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、及び本日付託されました外務省設置法の一部を改正する法律案の三案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。外務大臣小坂善太郎君。

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中 在ドミニカ日本国大使館

在ドミニカ共和国日本国大使館	ドミニカ シウダー・トルヒリオ
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル タナナリヴ
在マダガスカル日本国大使館	マダガスカル タナナリヴ
在ニカラグア日本国大使館	ニカラグア マナグア
在ハイティ日本国大使館	ハイティ ポルトープランス
在エル・サルヴァドル日本国大使館	エル・サルヴァドル サン・サルヴァドル
在パナマ日本国大使館	パナマ パナマ
在フィンランド日本国大使館	フィンランド ヘルシンキ
在ルクセンブルグ日本国大使館	ルクセンブルグ ルクセンブルグ
在シリア日本国大使館	シリア ダマスカス
在ヨルダン日本国大使館	ヨルダン アンマン
在クウェイト日本国大使館	クウェイト クウェイト
在イエメン日本国大使館	イエメン サナ
在サイプレス日本国大使館	サイプレス ニコシア
在リビア日本国大使館	リビア トリポリ
在テュニジア日本国大使館	テュニジア テュニス
在シエラ・レオネ日本国大使館	シエラ・レオネ フリータウン
在タンガニイカ日本国大使館	タンガニイカ ダレサラム

を

を

を

に改め、

在南アフリカ連邦日本国公使館	南アフリカ連邦 プレトリア
在パナマ日本国公使館	パナマ パナマ
在ルクセンブルグ日本国公使館	ルクセンブルグ ルクセンブルグ
在エル・サルヴァドル日本国公使館	エル・サルヴァドル サン・サルヴァドル
在ニカラグア日本国公使館	ニカラグア マナグア
在ハイティ日本国公使館	ハイティ ポルトープランス
在ヨルダン日本国公使館	ヨルダン アンマン
在フィンランド日本国公使館	フィンランド ヘルシンキ
在テュニジア日本国公使館	テュニジア テュニス
在リビア日本国公使館	リビア トリポリ
在プレトリア日本国総領事館	南アフリカ連邦 プレトリア
在ブレトリア日本国総領事館	南アフリカ共和国 プレトリア
在ダマスカス日本国総領事館	アラブ連合共和国 ダマスカス
在ナイロビ日本国総領事館	英領ケニア ナイロビ
在ナイロビ日本国総領事館	英領ケニア ナイロビ
在ナイロビ日本国総領事館	英領ケニア ナイロビ
在ダッカ日本国総領事館	パキスタン ダッカ
在ダッカ日本国領事館	パキスタン ダッカ

附則

- 1 この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、本則中在下心カ日本国大使館、在南アフリカ連邦日本国公使館及び在プレトリア日本国総領事館に関する部分並びに附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中 在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中
 「在イエメン日本国公使館」
 「在イエメン」を「サナ」に改め、
 「在イエメン及び在リビアの各公使館」を「在リビア公使館」に改める。

- 3 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律の表の改正規定中
 「在南アフリカ連邦日本国大使館」
 「南アフリカ連邦 プレトリア」
 「在南アフリカ共和国日本国大使館」
 「南アフリカ共和国 プレトリア」
 「に改め、」

別表

在外公館の種類 又は所在地	号別	大使公使	一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号	
アメリカ合衆国	ア	一九二〇〇	一六、五三三	一三、八三三	一一、二三四	八、四三四	七、二二六	六、三三四	五、八二六	五、一八四	四、七三三	四、三三〇	三、八八八	三、四五六
カナダ	カ	一五、〇〇〇	一三、二八四	一一、五五六	九、八二八	八、一〇〇	六、八五三	六、〇〇四	五、四〇〇	四、九〇〇	四、五七三	四、一三三	三、七三三	三、三三四
メキシコ	メ	一四、四〇〇	一二、七〇〇	一一、二一〇	九、五五八	七、九八八	六、六六六	五、八〇〇	五、三二八	四、八七三	四、四六四	四、〇六八	三、六四八	三、二四〇
ブラジル	ブ	一五、〇〇〇	一三、一八八	一一、三五六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七〇〇	五、二一〇	四、七四四	四、三六八	三、九七六	三、五七六	三、一七〇
アルゼンティン	アル	一五、〇〇〇	一三、三三〇	一一、三〇一	九、九四八	八、三二六	六、九四四	六、一四四	五、五八〇	五、〇八八	四、六六六	四、二六八	三、八六八	三、四六八
大韓民国	大	一五、〇〇〇	一三、四八八	一一、九七九	一〇、四四三	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四八	四、五八四	四、一三六	三、六八七
フィリピン	フ	一五、〇〇〇	一三、四四〇	一一、七五六	一〇、二〇〇	八、五五三	七、三三三	六、三三四	五、七二〇	五、二一〇	四、八四八	四、四四四	三、九八〇	三、五八八
オーストラリア	オ	一五、〇〇〇	一三、二八八	一一、三五六	九、五五二	七、七四〇	六、五五三	五、七〇〇	五、二一〇	四、七四四	四、三六八	三、九七六	三、五七六	三、一七〇
インドネシア	イ	一五、〇〇〇	一三、三三六	一一、四〇〇	九、六八四	七、九八八	六、六六六	五、八〇〇	五、三二八	四、八七三	四、四六四	四、〇六八	三、六四八	三、二四〇
タイ	タ	一五、〇〇〇	一三、四四〇	一一、七五六	一〇、一〇〇	八、五五三	七、三三三	六、三三四	五、七二〇	五、二一〇	四、八四八	四、四四四	三、九八〇	三、五八八
ビルマ	ビ	一五、〇〇〇	一三、四四〇	一一、七五六	一〇、一〇〇	八、五五三	七、三三三	六、三三四	五、七二〇	五、二一〇	四、八四八	四、四四四	三、九八〇	三、五八八
インド	イ	一六、八〇〇	一四、七四八	一二、三五六	一〇、六四四	八、五五三	七、三三三	六、三三四	五、七二〇	五、二一〇	四、八四八	四、四四四	三、九八〇	三、五八八

在南アフリカ連邦日本国公使館
 「に改め、」
 在南アフリカ連邦 プレトリア
 「を削り、」
 在南アフリカ共和国 プレトリア
 「に改め、」

理由

在外公館を新設し、及び昇格させるとともに、国名等の変更に伴う所要の改正を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

別表を次のように改める。

大使館

コ	ヴ	キ	チ	ペ	ド	ネ	ソ	ア	イ	ス	セ	カ	ラ	ヴ	ア	中	連	ス	イ	フ	ベ	オ	ド	ト	パ
ロ	エ	ュ	ル	ニ	ミ	バ	ザ	フ	ラ	イ	イ	ン	オ	エ	ラ	華	合	ペ	タ	ラ	ル	ラ	イ	ル	キ
ン	ネ	ー	ル	カ	ニ	ー	イ	ガ	ラ	イ	イ	ボ	オ	エ	ラ	民	王	イ	リ	ン	ギ	ン	イ	ス	
ビ	ズ	ー	リ	共	カ	ー	エ	ニ	イ	ス	デ	ス	エ	ト	連	国	国	ア	ア	ス	ー	ダ	ツ	タ	
ア	エ	バ	ー	和	共	国	ト	ス	ス	タ	イ	イ	ナ	ナ	合	国	ス	ア	ス	ス	ダ	コ	コ	ン	
一三八〇〇	一四四〇〇	一四四〇〇	一四四〇〇	一三八〇〇	一三八〇〇	一五〇〇〇	二四六〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一八六〇〇	一四四〇〇	一八六〇〇	一四四〇〇	一四四〇〇	一六六〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	
二二,三三六	三三,三三三	三三,一二六	三三,〇〇〇	二二,八八八	二二,五八八	二二,四八八	二二,一〇八	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	二二,〇〇〇	
一〇,八六〇	一一,一八四	一一,八三三	一一,七七一	一一,七七一	一一,七七一	一一,七七一	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	一一,二二二	
九,三三四	一〇,五五八	一〇,四四八	一〇,三三三	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	一〇,二二二	
七,九〇八	八,五五八	八,三三三	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	八,二二二	
六,六六六	七,五五八	七,三三三	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	七,二二二	
五,八八〇	六,七三三	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	
五,二二八	六,七三三	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	
四,八七二	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	
四,四六六	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	五,七三三	
四,〇五六	五,一八四	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	四,七三三	
三,六六八	四,六六八	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	四,二二二	
三,二二〇	四,一五三	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	三,八〇四	

ポ	ー	ラ	ン	ド	二〇〇〇〇〇	一七、七四八	一五、〇九六	二、四三三	九七、八〇〇	八、二八〇	七、七三三	六、五二六	六、〇三三	五、五三〇	五、〇三六	四、五三三	四、〇三六					
チ	ェ	ッ	コ	ス	ロ	ヴ	ァ	キ	ャ	二〇〇〇〇〇	一七、七四八	一五、〇九六	二、四三三	九七、八〇〇	八、二八〇	七、七三三	六、五二六	六、〇三三	五、五三〇	五、〇三六	四、五三三	四、〇三六
マ	ラ	ヤ	連	邦	一五、〇〇〇	一三、五五六	一一、二七二	一〇、〇六八	八、四三四	七、二一八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五三	四、三三〇	三、八九八	三、四五六	三、〇三三	二、六〇〇	二、一六六	一、七三三	一、三〇〇
ス	ウ	エ	ー	ス	ト	リ	ア	一四、四〇〇	一二、二八八	一一、三五六	九、九七三	八、一〇〇	六、八五三	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七三	四、一五三	三、七三三	三、三一二	二、九〇〇	二、四八八	二、〇七五
オ	ー	ス	ト	リ	ア	一四、四〇〇	一二、二八八	一一、三五六	九、九七三	八、一〇〇	六、八五三	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七三	四、一五三	三、七三三	三、三一二	二、九〇〇	二、四八八	二、〇七五	一、六六二	一、二四八
ユ	ー	ゴ	ス	ラ	ヴ	ィ	ャ	一四、四〇〇	一二、二八八	一一、三五六	九、九七三	八、一〇〇	六、八五三	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七三	四、一五三	三、七三三	三、三一二	二、九〇〇	二、四八八	二、〇七五
サ	ウ	デ	ィ	・	ア	ラ	ビ	ャ	一五、六〇〇	一四、三六四	一二、二八八	一〇、六二〇	八、九八八	七、三六〇	六、七三三	六、一〇六	五、四八〇	四、八五三	四、二二六	三、六〇〇	二、九七三	二、三四六
ノ	ー	ル	ウ	ェ	ー	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇
デ	ン	マ	ー	ク	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
ヴ	ァ	チ	カ	ン	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
エ	テ	ィ	オ	ビ	ャ	一五、〇〇〇	一三、三三三	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六
ガ	ー	ー	ー	ナ	一五、六〇〇	一四、三六四	一二、二八八	一〇、六二〇	八、九八八	七、三六〇	六、八八八	六、五〇〇	六、一〇六	五、七〇〇	五、三〇〇	四、九〇八	四、五一六	四、一二二	三、七三〇	三、三三六	二、九四四	二、五五二
ニ	ュ	ー	・	ジ	ー	ラ	ン	ド	一三、六〇〇	一一、二八八	一〇、六九二	九、二四四	七、五九四	六、二〇〇	五、五三三	四、九六六	四、四〇〇	三、八三三	三、二六六	二、七〇〇	二、一三三	一、五六六
イ	ー	ラ	ク	一五、〇〇〇	一三、三三三	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
レ	バ	ノ	ン	一四、四〇〇	一二、二八八	一一、三五六	九、九七三	八、一〇〇	六、八五三	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七三	四、一五三	三、七三三	三、三一二	二、九〇〇	二、四八八	二、〇七五	一、六六二	一、二四八	〇、八三五	〇、四二二
ポ	ル	ト	ガ	ル	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
ギ	リ	シ	ャ	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四	〇、九〇〇
ナ	イ	ジ	ェ	リ	ア	連	邦	一五、六〇〇	一四、三六四	一二、二八八	一〇、六二〇	八、九八八	七、三六〇	六、八八八	六、五〇〇	六、一〇六	五、七〇〇	五、三〇〇	四、九〇八	四、五一六	四、一二二	三、七三〇
コ	レ	オ	ポ	ル	ド	ヴ	ィ	ル	一五、六〇〇	一四、三六四	一二、二八八	一〇、六二〇	八、九八八	七、三六〇	六、八八八	六、五〇〇	六、一〇六	五、七〇〇	五、三〇〇	四、九〇八	四、五一六	四、一二二
エ	ク	ァ	ド	ル	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
ポ	リ	ヴ	ィ	ャ	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
パ	ラ	グ	ァ	ィ	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
ウ	ル	グ	ァ	ィ	一三、八〇〇	一一、二八八	一〇、七三三	九、二五三	七、七四〇	六、五五三	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八三	二、三八八	二、四九二	二、〇九六	一、七〇〇	一、三〇四
ソ	ー	マ	リ	ャ	一五、六〇〇	一四、三六四	一二、二八八	一〇、六二〇	八、九八八	七、三六〇	六、八八八	六、五〇〇	六、一〇六	五、七〇〇	五、三〇〇	四、九〇八	四、五一六	四、一二二	三、七三〇	三、三三六	二、九四四	二、五五二
ス	ー	ダ	ン	一五、六〇〇	一四、三六四	一二、二八八	一〇、六二〇	八、九八八	七、三六〇	六、八八八	六、五〇〇	六、一〇六	五、七〇〇	五、三〇〇	四、九〇八	四、五一六	四、一二二	三、七三〇	三、三三六	二、九四四	二、五五二	二、一六〇
チ	ャ	ー	ド	一五、六〇〇	一四、三六四	一二、二八八	一〇、六二〇	八、九八八	七、三六〇	六、八八八	六、五〇〇	六、一〇六	五、七〇〇	五、三〇〇	四、九〇八	四、五一六	四、一二二	三、七三〇	三、三三六	二、九四四	二、五五二	二、一六〇

中央アフリカ共和国	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
カメルーン	一五、六〇〇	一四、二六八	一三、九五六	二二、〇〇四	一〇、二七三	八、六八八	七、六四四	六、八五三	六、三四四	五、七九六	五、二六八	四、七〇〇
コロンビア	一五、〇〇〇	一三、六〇八	一三、二二六	一〇、八二四	九、四三三	七、九〇〇	七、〇〇八	六、一八八	五、八〇八	五、三三六	四、八三六	四、三五六
ガボン	一五、六〇〇	一四、三二六	一三、〇一〇	一一、七三六	一〇、四四〇	八、八三三	七、七六四	六、六九〇	六、四一〇	五、八九三	五、三三三	四、八二四
ニジェール	一五、六〇〇	一四、三二六	一三、〇一〇	一一、七三六	一〇、四四〇	八、八三三	七、七六四	六、六九〇	六、四一〇	五、八九三	五、三三三	四、八二四
マダガスカル	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
モリタニア	一五、〇〇〇	一三、五五六	一三、〇〇〇	一〇、五五六	九、六〇〇	八、二四〇	七、一四〇	六、三九六	五、九一六	五、四三三	四、九三〇	四、四三六
セネガル	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
上ヴォルタ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
ダホメ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
トゴ	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
象牙海岸共和国	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
ギニア	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
リベリア	一五、六〇〇	一四、二六八	一三、九五六	二二、〇〇四	一〇、二七三	八、六八八	七、六四四	六、八五三	六、三四四	五、七九六	五、二六八	四、七〇〇
南アフリカ共和国	一三、八〇〇	一三、三五六	一三、〇〇〇	一〇、八二四	九、三三三	七、八三三	七、〇〇〇	六、一八八	五、八〇八	五、三三六	四、八三六	四、三五六
マダガスカル	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八
ニカラグア	一三、八〇〇	一三、三五六	一三、〇〇〇	一〇、八二四	九、三三三	七、八三三	七、〇〇〇	六、一八八	五、八〇八	五、三三六	四、八三六	四、三五六
ハイチ	一三、八〇〇	一三、三五六	一三、〇〇〇	一〇、八二四	九、三三三	七、八三三	七、〇〇〇	六、一八八	五、八〇八	五、三三六	四、八三六	四、三五六
エル・サルヴァドル	一三、八〇〇	一三、三五六	一三、〇〇〇	一〇、八二四	九、三三三	七、八三三	七、〇〇〇	六、一八八	五、八〇八	五、三三六	四、八三六	四、三五六
パナマ	一三、八〇〇	一三、三五六	一三、〇〇〇	一〇、八二四	九、三三三	七、八三三	七、〇〇〇	六、一八八	五、八〇八	五、三三六	四、八三六	四、三五六
フィンランド	一三、八〇〇	一三、三五六	一三、〇〇〇	一〇、八二四	九、三三三	七、八三三	七、〇〇〇	六、一八八	五、八〇八	五、三三六	四、八三六	四、三五六
ルクセンブルグ	一四、四〇〇	一三、八二六	一三、五五六	九、六七三	八、一〇〇	六、八五三	六、〇一〇	五、二六八	四、九一〇	四、五七三	四、一五三	三、七三三
シヨリア	一四、四〇〇	一三、八二六	一三、五五六	九、六七三	八、一〇〇	六、八五三	六、〇一〇	五、二六八	四、九一〇	四、五七三	四、一五三	三、七三三
ジュネーダ	一五、〇〇〇	一三、四八八	一三、一七六	一〇、四三三	八、九四〇	七、五五〇	六、六四八	五、九六六	五、四八八	五、〇一〇	四、五九四	四、一八八
クウェイト	一五、六〇〇	一四、三六四	一三、二二六	二一、八六八	一〇、六三〇	八、九八八	七、八九六	七、〇八〇	六、五四〇	五、九九八	五、四四八	四、九八八

		公使館															
イ	エ	メ	ソ	一三八〇〇	二四五六	一一二二	九七六八	八四三四	七二二八	六二六四	五、六六	五、一八四	四、七五三	四、三三〇	三、八八八	三、四五六	
サ	イ	ブ	ラ	ス	一三八〇〇	二二八八	一〇七七六	七七四〇	六五五三	五七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	
リ	ニ	ビ	ア	一三八〇〇	二二三八	一〇八六〇	九、八四八	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七三	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇	
テ	ニ	ジ	ア	一三八〇〇	二二四三〇	一一、三〇八	九、六四八	八、五五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二五六	三、八二六	三、三八四	
シ	エ	ラ	レ	オ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
タ	ン	ガ	ニ	イ	カ	一五〇〇〇	一三、五七三	一〇、七〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八	六、一八〇	五、七〇〇	五、二二三	四、七五三	四、二七三	
コ	ス	タ	リ	カ	一三八〇〇	一〇、六九三	九、一四四	七、五八四	六、四二〇	五、六四〇	五、〇五二	四、六六八	四、二七三	三、八八九	三、五〇四	三、一〇八	
ホ	ン	デ	ユ	ラ	ス	一三八〇〇	一一、三七七	八、九四〇	七、五八〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四〇	四、五九四	四、一三八	三、七七一	
イ	ス	ラ	エ	ル	一三八〇〇	一一、二二二	九、七六八	八、四二四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三〇〇	三、八八八	三、四五六	
グ	ア	テ	マ	ラ	一三八〇〇	一一、一九六	九、九〇〇	八、五九二	七、二七二	六、三三四	五、七四二	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	三、九六〇	三、五二八	
ア	イ	ス	ラ	ン	ド	一三八〇〇	一〇、九五八	九、五八八	八、一〇〇	六、八三三	六、〇四四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	
ア	イ	ル	ラ	ン	ド	一三八〇〇	一〇、六六二	九、二四四	七、五八四	六、四二〇	五、六四〇	五、〇五二	四、六六八	四、二七三	三、八八九	三、五〇四	
ハ	ン	ガ	リ	ー	一七四〇〇	一三、五九六	一一、六八八	九、七六〇	八、二二〇	七、二七二	六、五二六	六、〇四四	五、五三〇	五、〇六	四、五三三	四、〇〇八	
ブ	ル	ガ	リ	ア	一七四〇〇	一三、五九六	一一、六八八	九、七六〇	八、二二〇	七、二七二	六、五二六	六、〇四四	五、五三〇	五、〇六	四、五三三	四、〇〇八	
ニ	ユ	ー	ヨ	ー	ク	一四、〇七六	一一、五〇八	八、九四〇	七、五八〇	六、六四八	五、九六四	五、四九六	五、〇四〇	四、五九四	四、一三八	三、七七一	
シ	カ	カ	ゴ	一三、二八四	一〇、七六六	八、一〇〇	六、八三三	六、〇四四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三三四	二、九一四	二、四九四	
サン	フ	ラン	シ	ス	一三、五五〇	一一、〇九三	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二五六	三、八二六	三、三八四	三、四五六	
ロ	ス	ア	ン	ゼ	ル	一三、五五〇	一一、〇九三	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二五六	三、八二六	三、三八四	三、四五六
ホ	ノ	ル	ル	一三、五五〇	一一、〇九三	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二五六	三、八二六	三、三八四	三、四五六	三、〇七六	
サン	ン	パ	ウ	ロ	一一、七六六	九、五五三	七、七四〇	六、五五三	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七三	三、五七六	三、一八〇	二、七八〇	
香	港	一三、二二三	一〇、五七三	八、五九三	七、二七二	六、三三四	五、七四二	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	四、〇〇八	三、六〇〇	三、二〇四	二、八〇八	二、四一二	二、〇一六	
シン	ガ	ポ	ー	ル	一三、九六〇	一一、三六八	八、四三四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三〇〇	三、八八八	三、四五六	三、〇七六	
カ	ル	カ	タ	一三、六九六	一一、〇六四	八、五九三	七、二七二	六、三三四	五、七四二	五、二八〇	四、八四八	四、四〇四	四、〇〇八	三、六〇〇	三、二〇四	二、八〇八	
ボ	ン	ベ	イ	一三、四四四	一一、〇五三	八、四三四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三〇〇	三、八八八	三、四五六	三、〇七六	二、六八〇	
ジ	ユ	ネ	ー	ヴ	一一、七二二	一〇、〇六八	八、四三四	七、二二八	六、二六四	五、六二六	五、一八四	四、七五二	四、三〇〇	三、八八八	三、四五六	三、〇七六	

在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部	ジュネーヴ	15,000	13,556	2,723	10,068	8,344	7,288	6,264	5,626	5,184	4,753	4,320	3,888	3,456
-------------------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

附則

- この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- この法律の施行の日の前日において現に在外公館に勤務する外務公務員につき、改正前の別表による在勤俸の支給額(以下「旧在勤俸額」という。)が改正後の別表による在勤俸の支給額をこえるときは、その者に対して支給する在勤俸の支給額は、その者が在勤俸の号別に異動を生ずることなく引き続き同一在外公館に勤務する限り、旧在勤俸額とする。
- 在ニカラグア、在ハイティ、在エル・サルヴァドル、在パナマ、在フィンランド、在ルクセンブルグ、在ジョルダン、在リビア及び在テニジアの各日本国公使館、在プレトリア及び在ダマスカスの各日本国総領事館並びに在ダッカ日本国領事館に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、これらの在外公館がそれぞれ改正後の別表に掲げる大使館又は総領事館に種類を変更されるまでの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種類	所在国 又は所在地	公使	号											
			一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
公使館	ニカラグア	3,800	2,328	9,648	8,256	6,944	6,444	5,508	5,088	4,656	4,236	3,816	3,396	2,976
	ハティ	3,300	2,124	8,768	7,424	6,264	5,626	5,184	4,753	4,320	3,888	3,456	3,024	2,592
	エル・サルヴァドル	3,800	2,196	9,920	8,592	7,272	6,384	5,744	5,280	4,848	4,404	3,960	3,516	3,072
	パナマ	3,800	1,956	9,584	8,100	6,852	6,034	5,400	4,960	4,520	4,080	3,640	3,200	2,760
	フィンランド	3,800	1,956	9,584	8,100	6,852	6,034	5,400	4,960	4,520	4,080	3,640	3,200	2,760
	ルクセンブルグ	4,400	2,256	10,968	9,264	7,800	6,844	6,040	5,400	4,960	4,520	4,080	3,640	3,200
	ジョルダン	5,000	2,176	10,452	8,928	7,560	6,648	5,924	5,400	4,960	4,520	4,080	3,640	3,200
	リビア	3,800	1,086	9,384	7,888	6,696	5,888	5,288	4,848	4,404	3,960	3,516	3,072	2,628
	テニジア	3,800	1,128	9,648	8,152	6,944	6,144	5,508	5,088	4,656	4,236	3,816	3,396	2,976
	プレトリア	3,800	1,086	9,384	7,888	6,696	5,888	5,288	4,848	4,404	3,960	3,516	3,072	2,628
	ダマスカス	3,800	1,156	9,648	8,152	6,944	6,144	5,508	5,088	4,656	4,236	3,816	3,396	2,976
ダッカ	3,800	1,130	9,648	8,152	6,944	6,144	5,508	5,088	4,656	4,236	3,816	3,396	2,976	

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

- 在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部に勤務する外務公務員に対して支給する在勤俸の支給額は、昭和三十七年九月三十日までの間は、次の表に定めるところによる。

在外公館の種類	所在国 又は所在地	公使	号										
			一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部	ジュネーヴ	15,000	12,723	10,068	8,344	7,288	6,264	5,626	5,184	4,753	4,320	3,888	3,456

備考 単位は、アメリカ合衆国ドルとする。

5 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「イエメン」

11100	9600	7500	6600	5600	5100	4600	4100	3600	3100	2600	2100	1600	1100
-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

を削る。

6 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

理由

在外公館に勤務する外務公務員の給与を改善するため、在勤俸の支給額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務省設置法の一部を改正する法律案

法律

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 外交政策上の経済協力(技術協力を含む。以下同じ。)の推進及び本邦からの海外投資に関する利益の保護

第四条中第二十九号を第三十号とし、第十七号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 外交政策上の経済協力を推進し、及び本邦からの海外投資に関する利益を保護するため必要な措置をとること。

第五条第一項中「八局」を「九局」に、「経済局」を「経済協力局」に改め、同条第四項を削る。

第八条第一項第四号中「技術協力を含む。以下同じ。」を削る。

第十条第一項第四号から第六号まで及び第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(経済協力局の事務)
第十条の二 経済協力局において、次の事務をつかさどる。
一 経済協力に関する協定に関すること。
二 経済協力に関する国際機関との協力に関すること。
三 本邦からの海外投資に関する利益を保護し、及び増進すること。

四 国際経済協力事情の調査並びにこれに関する統計の作成及び資料の収集を行なうこと。
五 前各号に掲げるもののほか、外務省の所掌に係る経済協力に関すること。

第二十五条第二項中「それぞれ特命全權大使及び特命全權公使」を「特命全權大使」に改める。

第三十条の表中「七五人」を「七十八人」、「二、三三三人」を「二、三

七〇人」に、「二、三九八人」を「二、四四八人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

理由

外交政策上の経済協力を推進するため経済協力部を経済協力局に昇格し、その所掌事務を定めるほか、在外公館の増強等に伴い、定員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小坂國務大臣 在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

この法律案におきましては、大使館の新設四館、公使館より大使館への昇格十館、総領事館より大使館への昇格一館、領事館より総領事館への昇格一館を規定いたしておりますとともに、国名及び首都名の変更に伴いまして、それぞれ所要の改正をいたしております。

大使館の新設につきましては、クウェイトに実館を設置し、他のサイプレス、シエラ・レオネ、タンガニ

第二条中在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表の改正規定中「南アフリカ

連邦	11100	10100	9100	7100	6100	5100	4100	3100	2100	1100
南アフリカ連邦	11100	10100	9100	7100	6100	5100	4100	3100	2100	1100
及び「プレトリア	11100	10100	9100	7100	6100	5100	4100	3100	2100	1100

カ、近隣の大使をして兼轄せしめる予定であります。

クウェイトは、ペルシャ湾の北西部に位置し、御承知の通り、石油資源は世界石油埋蔵量の約二四%を占めており、世界第一を誇っております。わが国のアラビア石油も、サウジアラビアとクウェイトの中立地帯の沖合いに進出し、石油採掘を行なっており、クウェイトとわが国との貿易も年々増加し、在留邦人も逐次増加の一途をたどり、本年末までには、一千人に達するものと思われまふ。また、クウェイト政府が米、英両国に次ぎ、石油利権国として最優先的にわが国と大使の交換を希望してきており、かつ、わが国保護等あらゆる面において大使館を設置することが必要であります。

また、地中海にあるサイプレス、アフリカにあるシエラ・レオネ、タンガニカはいずれも最近独立した国でありまして、わが国としては、すべての独立国との間に友好関係を樹立するといふ基本方針に基づき、かつ、これらの諸国は貿易、経済上の見地から、わが国にとりましては、将来性のある国々でありますので、兼轄公館と

してそれぞれ大使館を設置するものであります。

次に、公使館より大使館へ昇格するものは、フィンランド、パナマ、エルサルバドル、ハイティ、リビア、ジョルダン、イエメン、チュニジア、ニカラグア及びブルクセンブルグであり、このうち、実館はパナマ、エルサルバドル、フィンランドの三館でありまして、他はいずれも兼轄公館であります。最近の情勢は各国とも大使を派遣する方向に進んでいる現状であります。わが国といたしましては、このよ

うな国際的な趨勢にかんがみ、これらの国々との外交関係をより密接ならしめるために、大使館に昇格することといたしたのであります。

次に、総領事館より大使館へ昇格するものとして、ダマスカス総領事館がございまして、これを在シリア大使館に昇格いたします。また、在ダッカ領事館を総領事館に昇格することといたしております。

在ダマスカス総領事館を大使館に昇格いたします理由は、昨年九月クーデターによりシリアがアラブ連合共和国より分離独立いたしましたので、総領事館を大使館に変更するものであります。

ダッカ領事館の総領事館への昇格につきましては、東パキスタンは、パキスタン政府が経済開発に多大の努力を払っており、また東パキスタン州の対日輸入額はパキスタンの対日輸入総額の六二%に達しており、わが国の重要な資本材輸出市場であります。在留邦人も昨年四月現在において三百人でありますが、逐次増加しつつある現状であります。また、現在ダッカにはテジガオンに副首都建設計画が具体化されつつあり、大幅な権限を持つ中央の出先機関が設けられる予定であります。これらの進展に伴いまして、わが国といったし、ましてこれに対応するよう総領事館に昇格するものであります。

一方ドミニカは昨年十一月二十四日から首都シウダー・トリヒリオをサン・ドミンゴと名称を改め、南アメリカ連邦は昨年五月南アフリカ共和国と国名を変更いたしましたので、在外公館の名称及び位置に、それぞれ所要の改正を加えることといたしております。

以上のように在外公館の新設及び昇格等を行なうための法的措置といたしまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法案として、本法律案を提出する次第であります。次に、外務省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

経済協力部を局に昇格する理由につきましては、低開発国に対する開発援助により、世界経済の拡大と世界平和の維持をもたらすものであることが、世界的に強く認識されるに従い、自由先進工業国は、開発援助に積極的となり、また、同時にこれを効率的に実施するため、相互に協調していかなければならないという雰囲気も生れて来りました。

自由先進工業国の一員であるわが国も、低開発国に対する開発援助問題に協力することが、外交的見地から見ても重要なことであるばかりでなく、ひいては、わが国の輸出市場の拡大、重要原材料の輸入確保等に寄与するとの認識のもとに、これを推進する立場をとるに至っております。

このような状況下におきまして、経済協力部の事務量は急激に増加するに至っており、また、事務の性格も経済局の取り扱った経済、通商の事務と分離することが適当となつて参りましたので、この際、部より局に昇格することといたしたものであります。

次に、在ジュネーブ国際機関代表部の長を大使にすることといたしては年々重要会議が行なわれており、重要な会議には、他国は必ず大使級以上の代表を出席せしめておるのであります。わが国は、その都度大使級の代表を送り得ない場合も多々ありますので、他国との均衡を失する場合があります。このような現状におきましては、代表部の長である公使を大使に昇格することが、対外関係上必要な次第であります。

また定員の増加については、在外公館の増強等に伴い、特別職三人、一般職において四十七人を増員いたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

最後に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案におきましては、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の別表を改正することにより、在勤俸の支給額を改めることといたしてあります。

現行の在勤俸は、昭和二十七年外交再開を前に急ぎ制定されましたもので、以来十年間据置きのままとなつておりますが、この間に世界各地とも物価、生活条件等の変動があり、このため、現行支給額は、諸外国外交官の給与に比し格差が、いよいよ著しくなつてきました。ほか、さらに各任地間の給与の均衡という観点から見ましても、種々の不合理が目立つて参つたのであります。しかも、最近の国際情勢にもかんがみ、外交機能の充実強化、なかんずく在外公館の活動を一層強化することがますます必要となつておりますので、在外職員をしてその職責遂行を遺憾なからしめるためにも、この際現行在勤俸の支給額を改善することがぜひとも必要となつて参つた次第であります。

このような関係から、この法律案におきましては、在勤俸の一般水準を改善しますとともに、各任地間の在勤俸支給額の格差をできるだけ実情に即することと是正することといたしました。が、下級職員の在勤俸支給額があまり

にも低い現状にかんがみまして、これができる限り大幅に引き上げるよう努めます。一方、アフリカ、中近東、東南アジア等勤務条件の悪い任地の在外職員の在勤俸支給額を特に改善するよう配慮いたしました。さらに、館長次席の参事官等は、館長に準ずる外交活動に従事しており、このために、特別の出費の多い事情にも考慮を加えた次第であります。

なお、今回の改正は昭和三十七年四月一日より実施することといたしてあります。また、この法律案におきましては、別表の改正に伴い、昭和三十七年度に昇格する予定の一部在外公館に勤務する者の在勤俸支給額に関する昇格実施までの間の経過規定等若干の付随的な規定を設けてあります。

以上三案につき慎重審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

目次中「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部」に改める。
第三条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 通商経済上の国際協力の推進
第四条第一項第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 通商経済上の国際協力の関し、必要な措置をとること。
第五条第二項中「振興部」を「輸出振興部及び経済協力部」に改め、「化学肥料部」の下に「及びアルコール事業部」を加える。
第六条第三項中「次長二人」を削る。
第八条第二項中「振興部」を「輸出振興部」に、「第七号及び第十号から第十三号の二までに掲げる事務」を「第五号及び第十一号から第十三号の二までに掲げる事務、同項第六号に掲げる事務のうち輸出に関する事務の総括及び輸出入の調整に関する事、同項第八号に掲げる事務のうち輸出に関する事、同項第九号に掲げる事務のうち輸出に関する事、同項第十号に掲げる事務のうち並びに同項第十号に掲げる事務のうち経済協力部の所掌に属するもの以外のものに関する事」に改め、同条に次の一項を加える。
三 経済協力部においては、第一項第七号及び第十号の二に掲げる事務並びに同項第二号、第三号及び第十号に掲げる事務のうち

○中島委員長 次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。通商産業大臣佐藤榮作君。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法等の一部を改正する法律
第一条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の第一部を次のように改正する。

ち通商経済上の国際協力に關する
ことをつかさどる。
第十一條第一項第二号中「及び
カリ塩」を削り、同条に次の一項

を加える。
3 アルコール事業部において
は、第一項第四号及び第五号に
掲げる事務をつかさどる。

第二十五條第一項の表中

工業生産技術
審議会

工業における生産技術の
向上及び製品の品質の改
善に關する事項を調査審
議すること。

を

化学工業生産
技術審議会

化学工業における生産技術の向上及び製品
の品質の改善に關する事項を調査審議する
こと。

に改め、

鉱業法改正審議会の項を削り、

地下資源開発
審議会

地下資源（石油及び
可燃性天然ガス資源
を除く）の開発に關
する重要事項を調査
審議すること。

を

鉱業審議会

鉱業に關する重要事項（石油及び可燃性天
然ガス資源の開発並びに石炭鉱業の合理化
に關するものを除く）を調査審議すること。

に改め、

石炭鉱害対策審議会の項を削り、

電気関係法令
改正審議会

電気に關する法令
の改正に關する重
要事項を調査審議
すること。

を

電気事業審議
会

電気事業に關する重要事
項を調査審議すること。

に改める。

第二十七條第十一号の二中「火
薬類」の下に「及び高圧ガス」を
加える。

第二章第三節第二款の款名を次
のように改める。

第二款 鉱山保安監督局
及び鉱山保安監
督部

第三十二條を次のように改め
る。

（鉱山保安監督局及び鉱山保安
監督部）

第三十二條 札幌通商産業局及び
福岡通商産業局に鉱山保安監督

局を、その他の通商産業局に鉱
山保安監督部を附置する。

2 鉱山保安監督局及び鉱山保安
監督部は、鉱山保安局の所掌事
務を分掌する。

第三十三條並びに第三十四條第
一項及び第二項中「鉱山保安監督
部」を「鉱山保安監督局及び鉱山保
安監督部」に改める。

第五十條第一項の表中「一、
一〇五人」を「一、五三一人」に、
「二、一五一人」を「一、六四一人」
に、「一三七七人」を「一五二一人」に、
「二、二三五七人」を「二、八四八
人」に改める。

附則第四項中「鉱業法改正審議
会及び石炭鉱害対策審議会は昭和
三十七年三月三十一日まで、」を削
り、「及び産炭地域振興審議会は」
を、産炭地域振興審議会及び電気
事業審議会は、「」に改める。

第二條 工業技術院設置法（昭和二
十三年法律第二百七号）の一部を
次のように改正する。

第三條第五号を次のように改め
る。

五 通商産業省の所掌に係る事
業に關する科学技術に關する
事項について、総合的施策を
立案し及び連絡調整を行なう
こと。

第四條を次のように改める。
（内部部局等）

第四條 工業技術院に、左の二部
及び試験研究所を置く。

総務部
標準部

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條（見出しを含む）中「調
整部」を「総務部」に改め、同条中
第四号を第五号とし、第三号を第
四号とし、第二号を第三号とし、
同条第一号中「所管行政」を「工
業技術院の所管行政」に改め、同
号を同条第二号とし、同条に第一
号として次のように加える。

一 工業技術院の所掌に關する
人事、會計及び庶務に關する
事項

第六條に次の二号を加える。

六 通商産業省の所掌に係る事
業に關する科学技術に關する

事項についての総合的施策の
立案及び連絡調整に關する事
項
七 前各号に掲げるもののは
か、工業技術院の所掌事務で
他部及び他の機關の所掌に属
しない事務

附則

（施行期日）
1 この法律は、昭和三十七年四月
一日から施行する。

（暫定定員）
2 通商産業省の定員は、改正後の
通商産業省設置法第五十條第一項
の規定にかかわらず、昭和三十七
年四月一日から同年六月三十日ま
での間は、本省においては一万余
五百四十八人、特許庁においては
千六百六十五人とし、同年七月一
日から同年九月三十日までの間は、
本省においては一万余五百三十三
人とする。

（鉱山保安法の一部改正）
3 鉱山保安法（昭和二十四年法律
第七十号）の一部を次のように改
正する。

第八條、第九條、第十條第三項
及び第四項、第十一條、第十三條
第二項、第三項、第四項及び第五
項、第十六條第一項、第二十二
條、第二十三條第一項及び第二
項、第二十五條、第二十五條の二
第一項、第二十五條の三並びに第
二十六條第一項中「鉱山保安監督
部長」を「鉱山保安監督局長又は
鉱山保安監督部長」に改める。
第二十七條及び第二十八條中
「通商産業大臣又は」の下に「鉱山

保安監督局長若しくは」を加え
る。

第二十九條並びに第三十一條の
二第一項及び第三項中「鉱山保安
監督部長」を「鉱山保安監督局長
又は鉱山保安監督部長」に改め
る。

第三十二條の見出し中「鉱山保
安局」の下に、「鉱山保安監督局」
を加え、同条中「及び」を削り、
「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監
督局及び鉱山保安監督部」に改め
る。

第三十四條中「鉱山保安局」の
下に、「鉱山保安監督局」を加え
る。
第三十六條中「鉱山保安監督部
長」を「鉱山保安監督局長又は
鉱山保安監督部長」に改める。
第三十八條の見出し中「鉱山保
安監督部長又は鉱務監督官」を「
鉱山保安監督局長又は監督官」に
改め、同条
第一項中「鉱山保安監督部長」を
「鉱山保安監督局長若しくは」は「
鉱山保安監督部長」に改める。
第四十五條中「鉱山保安監督部」
を「鉱山保安監督局及び鉱山保安
監督部」に改める。

第四十六條第二項中「鉱山保安
監督部長」を「鉱山保安監督局長又
は鉱山保安監督部長」に改め、同
条第三項中「通商産業大臣又は」の
下に「鉱山保安監督局長若しくは」
を加える。

第四十八條中「鉱山保安監督部
長」を「鉱山保安監督局長又は
鉱山保安監督部長」に改める。

第五十條第一項の表中「一、
一〇五人」を「一、五三一人」に、
「二、一五一人」を「一、六四一人」
に、「一三七七人」を「一五二一人」に、
「二、二三五七人」を「二、八四八
人」に改める。

第四十九条中「鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督局又は鉱山保安監督部」に改める。

4 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第三項及び第百条第四項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

5 石油資源探査促進臨時措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

6 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項ただし書及び第二項第二号中「鉱山保安監督部長」を「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」に改める。

7 じん肺法(昭和三十一年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「都道府県労働基準局」の下に「並びに鉱山保安監督局」を加える。

理由 通商経済上の国際協力に関する事務及び鉱山保安監督に関する事務を

強力に推進し、並びにアルコール専売に關する事務及び工業技術院の所掌に係る事務を円滑に運営するため、通商局に経済協力部を、軽工業局にアルコール事業部を設置するとともに、札幌通商産業局及び福岡通商産業局に附置されている鉱山保安監督部を鉱山保安監督局に改め、工業技術院の官房及び調整部を総務部に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○佐藤國務大臣 通商産業省設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

通商産業省におきましては、かねてから国際経済情勢の推移に對処し、国内経済の成長に即応した行政機構を整えるべく、検討を進めて参りました。このたびは成案を得るに至りましたので、ここに本改正法律案を提案する次第であります。

改正の第一の要点は、通商産業省の国際経済協力に關する任務、権限を明確化し、通商局に経済協力部を新設するとともに、同局の振興部を輸出振興部に改めることとでございます。

わが国経済の安定的成長をはかる上におきまして輸出の拡大が基本的要件であることは、事あらためて申し上げるまでもございませぬが、最近の貿易自由化ないしは国際経済のブロック化等、困難の度を加える内外の経済情勢下におきまして輸出の一その振興をはかるため、通商局の機構を再検討し、輸出関連業務を輸出振興部のもとに集中いたしましたして、統一的、効果的な体制を整えますとともに、経済協力

を強力に推進するため、経済協力に關する通商産業省の任務、権限を明らかにし、経済協力部を新設することとした次第であります。

第二は、軽工業局にアルコール事業部を新設することとでございます。

アルコール専売事業は、いわゆる五現業の一つとして、一般行政と異なつた面を持ち、また千二百人をこえる職員を擁し、年間売上高も約五十億圓に達しようとしておりますので、この際、事業部を設けて、組織を整備し、責任体制を明確化することによりまして、経営の能率化をはかりたいと考へる次第であります。

第三は、札幌及び福岡の通商産業局に付置されております鉱山保安監督部を鉱山保安監督局長に昇格させることとあります。

鉱山保安の確保につきましては昨年来、鉱務監督官の増員による巡回監督の強化、石炭鉱山保安臨時措置法の制定等を通じて、対策を講じて参つたのであります。今回、さらに、多数の石炭鉱山の集中してあります札幌及び福岡の鉱山保安監督のための人員を充実いたし、同時に、同時に両鉱山保安監督部を鉱山保安監督局長に昇格せしめて保安監督の徹底をはかりたいと存じます。

第四は、工業技術院の官房及び調整部を統合して総務部を新設することとでございます。

工業技術院は、その試験研究所における試験研究を通じてわが国鉱工業技術水準の向上に寄与して居るのであります。試験研究所の管理は、人事、会計面が官房に、研究面が調整部にとりうよう二元化されております

ので、これを統合して総務部を設置し、試験研究所管理の円滑化をはかりたいと存じます。同時に通商産業省の所掌する科学技術に關する事項につきまして、工業技術院が企画立案し、連絡調整できることを明らかにいたしまして、産業行政と科学技術行政のより一体的な運営を確保したいと存じます。

第五は、通商産業省の付随機関として設置されております審議会につきまして、所要の改廃措置を講ずることとあります。

まず第一に、工業生産技術審議会は、さきの行政審議会の答申の趣旨に基づきまして、審議事項を化学工業に關するものに限ることとして、化学工業生産技術審議会と改めることにいたしました。次に、現在、工業及び電気事業部門にありましてそれぞれ資源開発及び法令改正に關する事項のみを審議いたしておりました地下資源開発審議会及び電気関係法令改正審議会を、それぞれその産業の基本的問題についても審議を行なう鉱業審議会及び電気事業審議会と改めたいと存じます。

また、鉱業法改正審議会及び石炭鉱害対策審議会は、設置の許された期間の満了を控へ、近く最終的答申が行なわれる運びになっておりますので、この際廃止することといたします。

このほか、通商産業省の定員を、常勤定員外職員四百十四名の定員化を含めまして四百九十一名増員するとともに、通商産業局の所掌事務につきまして所要の改正を加えたいと存じます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要でございますが、部及び審

議会の新設に際しましては、行政事務の合理化を念とし、既定の定員の範囲内にとどまるよう十分意を用いた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○中島委員長 次に、行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。行政管理庁長官川島正次郎君。

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

(行政管理庁設置法の一部改正) 第一条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び雇用促進事業団」を「雇用促進事業団、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団、日本蚕業事業団及び中小企業退職金共済事業団」に改める。

第十条中「千六百五十四人」を「千六百六十四人」に改める。

(北海道開発法の一部改正) 第二条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万四百三十人」を「一万二千七百二十七人」に改める。

附則 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

理由
非常勤職員を定員化する等のため
行政管理局及び北海道開発庁の定員
を増加する等の必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由であ
る。

○川島国務大臣 行政管理局設置法等
の一部を改正する法律案につきま
して、その提案の理由を御説明申し上
げます。

今回提案いたしました行政管理局設
置法等の一部を改正する法律案は、行
政管理局設置法の一部と北海道開発法
の一部をそれぞれ改正しようとするも
のであります。

まず、行政管理局設置法の一部改正
につきましましては、一つは、監察に
関連して行なう調査の対象に鉱害復旧事
業団、石炭鉱業合理化事業団、日本蚕
業団及び中小企業退職金共済事業団
を加えること、いま一つは、定員外職
員を定員化するため行政管理局の定員
千六百五十四人を千六百六十四人に改
めることとあります。

〔委員長退席、草野委員長代理着
席〕

監察に關連して行なう調査の対象に
これらの事業団を加えますのは、これ
らがいずれも一定の国家的目的を遂行
するために特に設立された法人であり
まして、各行政機関の業務の実施状況
を監察する上で、すでに調査の対象と
なっている他の事業団と同様、これら
の事業団の業務の実施状況をも調査す
る必要があるからであります。

次に、北海道開発法の一部改正につ
きましては、北海道開発庁の定員につ
いて改正を行なうものであります。

現行の定員一万四百三十人に定員外職
員の定員化千二百六十七人と新規増員
三十人を加え一萬一千七百二十七人と
するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であ
りますが、何とぞ慎重御審議の上、す
みやかに可決されますようお願い申し
上げます。

○草野委員長代理 次に、郵政省設置
法の一部を改正する法律案を議題と
し、政府より提案理由の説明を求めま
す。郵政政務次官大高康君。

郵政省設置法の一部を改正する法
律案

郵政省設置法の一部を改正する
法律

郵政省設置法（昭和二十三年法律
第二百四十四号）の一部を次のよう
に改正する。

第五条第一項中「電波監理局」を
「電波監理局」に改め、同条第二項中
「人事部」を削り、同条に次の一項
を加える。

3 電波監理局に放送部、無線通信
部及び監視部を置く。

第六条第一項第五号の三の次に次
の一号を加える。

五の四 臨時放送関係法制調査会
に關すること。

第六条第一項中第八号を削り、第
七号の二を第八号とし、第十号を次
のように改める。

十 一般職の職員の給与に關する
法律（昭和二十五年法律第九十
五号）の適用を受ける職員のうち
政令で定めるものの職階、任

免、給与、懲戒、服務その他人
事及び教養に關すること。

第六條第一項第十二号の三中「に
關すること。」の下に「但し、日本
電信電話公社に關するものに限る。」
を加える。

第六條第二項を削り、同条第三項
中「第一項第十一号に掲げる事務及
び第十三号から第十八号まで」を「前
項第十一号に掲げる事務及び同項第
十三号から第十八号まで」に改め、
同項を同条第二項とし、同条第四項
中「第十三号から第十八号まで」を
「同項第十三号から第十八号まで」に
改め、同項を同条第三項とする。

第十條の二第十四号中「調査を
し、又はこれを部外の研究機関に委
託すること」を「調査をすること」に
改め、同号の次に次の一号を加え
る。

十四の二 電波の利用に關する研
究及び調査を部外の研究機関に
委託すること。

第十條の二に次の三項を加える。

2 放送部においては、左に掲げる
事務をつかさどる。

一 前項第六号から第八号まで、
第十四号及び第十五号に掲げる
事務のうち、放送又は高周波利
用設備に係るもの

二 前項第十六号に掲げる事務

三 前項第二号及び第三号に掲げ
る事務のうち、前二号に掲げる
事務に係る法令及び事務取扱方
法の実施に關するもの

四 前項第二十五号に掲げる事務
のうち、前三号に掲げる事務に
附帶するもの

3 無線通信部においては、左に掲
げる事務をつかさどる。

一 第一項第六号から第八号ま
で、第十四号及び第十五号に掲
げる事務のうち、前項第一号に
掲げるもの以外のもの

二 第一項第九号に掲げる事務

三 第一項第二号及び第三号に掲
げる事務のうち、前二号に掲げ
る事務に係る法令及び事務取扱
方法の実施に關するもの

四 第一項第二十五号に掲げる事
務のうち、前三号に掲げる事務
に附帶するもの

4 監視部においては、左に掲げる
事務をつかさどる。

一 第一項第十号、第十一号及び
第十三号に掲げる事務

二 第一項第四号に掲げる事務の
うち、前号に掲げる事務に係る
もの

三 第一項第二号及び第三号に掲
げる事務のうち、前二号に掲げ
る事務に係る法令及び事務取扱
方法の実施に關するもの

四 第一項第二十五号に掲げる事
務のうち、前三号に掲げる事務
に附帶するもの

第十條の二の次に次の一条を加え
る。

（人事局の事務）

第十條の三 人事局においては、左
に掲げる事務をつかさどる。

二 職員が必要及び採用に關する
計画案の取りまとめをするこ
と。

三 職員に定員に關すること。

四 職員に訓練に關し、取りまと
めをすること。

五 職員に厚生及び保健に關する
事務を処理し、並びに必要な施
設を設置し、及び管理するこ
と。

六 職員に貸与する宿舍を設置
し、及び管理すること。

七 郵政省共済組合に關するこ
と。

八 職員に結成する労働組合その
他の団体との交渉に關するこ
と。

九 公共企業体等労働委員会に対
する調停及び仲裁の請求に關す
ること。

但し、大臣官房所掌のものを除
く。

十 人事局の所掌事務に關する法
令に關すること。

十一 人事局の所掌事務に關する
事務取扱方法を制定し、及び実
施すること。

十二 人事局の所掌事務に關する
予算案を準備し、及び成立予算
に基づく業務計画を実施するこ
と。

正し、出入国管理行政を有効適切ならしめるため鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○尾関政府委員 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案について、提案の理由並びにその趣旨を説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、その定員の数を改めようとする点であります。法務省の定員規模は、法務省設置法第十三条の十七において定められておるのでありますが、今回の改正は、これを本省について三百二十五人、うち検察庁について六十九人、公安調査庁について百四十人、計四百二十九人を増加しようとするものであります。この四百二十九人のうち、百五人は、定員外職員の定員化に伴う増員であります。残りの三百二十四人は、法務局及び地方法務局における登記事務の増加、検察庁における交通関係事件数の増加に対処するとともに、公安調査局及び地方公安調査局における破壊的団体の規制に関する調査業務の充実をはかるため等の、真に必要なを得ない新規増員であります。

改正点の第二は、出入国管理行政を有効適切にするため、川崎入国者収容所の名称及び位置を改めようとする点であります。川崎入国者収容所は、昭和三十一年に開設されたものであります。その後その周辺に多数の化学工場が建設され、入国者収容所としてはきわめて不適当な環境に置かれることとなりました。そこで、政府におきまし

ては、この施設を他に移転すべく鋭意努力いたしました結果、幸い横浜市に適當な敷地を入手し、近く同所に入国者収容所を開設する運びとなりましたので、川崎入国者収容所の位置を横浜市内に改めるとともに、その名称を横浜入国者収容所に改めようとするものであります。

改正点の第三は、鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所の設置、その他入国管理事務所の出張所に関する点であります。昨年九月、鹿児島―沖縄間に定期航空路が開設され、鹿児島空港における出入国者の数は逐次増加して参りましたので、同空港における出入国管理業務を一そう適切に行なう必要上、新たに鹿児島市に鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所を置こうとするものであります。また、現在姫路市にある神戸入国管理事務所の出張所は、広畑港出張所という名称を用いておりましたが、その名称を実情に即した名称である姫路港出張所に改めるとともに、広島入国管理事務所尾道港出張所の移転に伴い、その位置を広島県御調郡向東町に改めようとするものであります。

最後に、法務省設置法の別表の整理についてであります。町村の廃置分合に伴い、少年院等の名称及び位置を定めている同法の別表五について整理の必要が生じたので、所要の整理を行なおうとするものであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願いいたします。

○草野委員長代理 以上で各法律案の提案理由の説明は終わりました。

各案に対する質疑は後日に譲ります。次会は、来たる六日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。午前十一時十一分散會